

令和元年 10 月 1 日

懲戒処分等の公表及び市長並びに消防長コメント

本市職員及び本市消防職員に対し、地方公務員法第 29 条に基づく懲戒処分等を行ったので公表します。

○事案 1 農業振興地域整備計画変更に係る不適正な事務処理等について

1 処分等の内容

- (1) 処分年月日 令和元年 10 月 1 日
- (2) 処分内容及び職員の役職階級・年齢・性別
停職 3 月 主事 22 歳 男
- (3) 非違行為の概要

本件については、平成 30 年 12 月受付分の登米農業振興地域整備計画の変更に係る事務処理において、手続きの遅延を隠すため、決裁を受けずに産業経済部保管の市長印を使用し、事業計画者 1 件に対し登米農業振興地域整備計画の変更に係る手続き完了通知を送付したものとあります。また、同手続きに必要となる決定公告が既に行われた事を装うため、決定公告書類を偽造し、市長印の印影を使用していたものとあります。

なお、本手続きに係る平成 30 年 12 月受付分は計 8 件であり、最大で 3 か月の事務処理の遅れを生じさせたものとありますが、現時点で手続きは全て完了しております。

更に、同職員は公文書の紛失や、公用自動車での物損事故に係る保険請求手続きの遅れによる、修理業者への支払遅延なども惹き起こしていたものとあります。

○事案 2 農地耕作条件改善事業に係る不適正な事務処理等について

1 処分等の内容

- (1) 職員の役職階級・年齢・性別
課長補佐級 45 歳 男 (令和元年 7 月 22 日付け退職)
- (2) 非違行為の概要

本件については、農地耕作条件改善事業に係る補助金について、事業実施地区全体の合意形成には至っていないとの理由から事業実施を保留とし、予算措置を行っていなかったにも関わらず、決裁を受けずに産業経済部保管の市長印を使用し、県等に対し補助事業採択の申請を行い、

補助金の交付決定を受けていたものであります。なお、本申請は、正規の手続きを経ずに行われた行為であることから、無効とし、既に決定された当該補助事業については一旦取り下げを行い、事業実施地区の合意形成が図られた後に再申請を行うこととするため、現在、国及び県との協議を行っております。また、同職員が担当していた登米市担い手育成総合支援協議会の会計においても不適切な会計処理が行われていたほか、平成30年度の担い手農地集積推進支援事業についても未実施であったものであります。

(3) 管理監督責任

上記2事案の懲戒処分及び非違行為に伴い、部下職員に対する管理監督責任として、管理監督職員4名に対し、下記の処分を行いました。

- ・減給（10分の1）1月 次長級（54歳、男）
- ・戒告 部長級（58歳、男）、課長級（51歳、男）
- ・訓告 課長補佐級（54歳、男）

○事案3 私有車運転による道路交通法違反（速度超過）について

1 処分等の内容

- (1) 処分年月日 令和元年10月1日
- (2) 処分内容及び職員の役職階級・年齢・性別
戒告 消防士 22歳 男
- (3) 非違行為の概要

平成31年3月7日、私用により私有車を運転中、制限速度を45km/h超過し、道路交通法第22条に規定する最高速度制限違反により検挙されたことから、過去の交通違反歴等も勘案し上記処分としたものであります。

○ 市長コメント

職員の服務規律の確保や適正な事務処理、交通ルールの厳守については、これまで再三にわたり注意を喚起してきたにもかかわらず、職員がこのような不祥事を惹き起こしたことは極めて遺憾であり、市民の皆様に対し深くお詫び申し上げます。

当該職員並びに管理監督職員に対しては、厳正な処分をもって対処いたしました。

今後、再びこのような事態を惹き起こさぬよう万全の対策を講じるとともに、一日も早く市民の皆様方の信頼を回復するよう最大限努めてまいります。

○ 消防長コメント

職員の交通ルールの厳守については、これまで再三にわたり注意を喚起してきたにもかかわらず、職員がこのような不祥事を惹き起こしたことは極めて遺憾であり、市民の皆様に対し深くお詫び申し上げます。

今後、再びこのような事態を惹き起こさぬよう万全の対策を講じるとともに、一日も早く市民の皆様方の信頼を回復するよう最大限努めてまいります。

〔 問い合わせ先 〕
処分に関するもの
総務部人事課
電話：0220-22-2145（直通）
担当：課長 佐藤 靖

処分以外に関するもの
（交通違反以外）
産業経済部産業振興課
電話：0220-34-2716（直通）
担当：課長 小野寺 仁
（交通違反）
消防本部消防総務課
電話：0220-22-3119（直通）
担当：課長 伊藤 幸太郎